**補助対象期間について**

補助対象利子

・**最初の利子返済日から３年以内**に返済した利子。

※第１回目から第３６回目までの利子返済分が対象です。

令和６年度交付予定額

・**令和６年1月1日から令和６年12月31日まで**に返済した上記補助対象利子のうち、年１％の利率に相当する額を上限として算出します。

　　※利率が年１％を超える場合は利率を年１％として計算した額（１円未満切り捨て）、利率が年１％以下の場合は、返済した補助対象利子全額

注意事項

　・**令和３年に最初の利子を返済した事業者につきましては、令和６年の途中で補助対象期間が終了します。**金融機関にて証明を受けた返済状況をもとに、補助対象利子及び交付申請額を算出していただきますようお願いいたします。

　・返済日が月末の場合、１２月３１日が金融機関の年末年始休業日にあたるため、１２月分は翌年１月に支払うこととなります。この場合、１２月分は翌年度の補助対象となります。※下記「補助対象期間の例」１を参照

補助対象期間の例

１．令和６年８月３１日に利子返済を開始したケース（月末返済の場合）

・最初の利子返済日：令和６年８月３１日

・補助対象期間：令和６年８月３１日～令和９年８月３０日

・令和６年度の補助対象期間：令和６年８月３１日～令和６年１２月３１日

・１２月分の返済期日：令和６年１２月３１日

**※**１２月分は、返済予定期日が**金融機関の年末休業日のため**、引き落としが**翌年１月４日**になるため、**令和７年度の補助対象**となります。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| R6.8.31  （最初の利子返済日）  ↓ | |  | R6.11.30返済  ↓ | |  |
|  | R6.8月～R6.11月分 | | | R6.12月分(R7.1.4返済)～ | |
|  | 令和6年度補助対象 | | | 令和7年度以降の補助対象 | |

２．令和６年８月分で補助対象期間が終了するケース（毎月10日返済の場合）

・最初の利子返済日：令和３年９月１０日

・補助対象期間：令和３年９月１０日～令和６年９月９日

・令和５年度の補助対象期間：令和６年１月１日～令和６年９月９日

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ｒ3.9.10  （最初の利子返済日）  ↓ | | R6.1.10返済  　 ↓ | |  | R6.8.10返済  　（第36回目の利子返済日）　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓ | |
|  | Ｒ3.9月分～R5.12月分 | | R6.1月～R6.8月分 | | | R6.9月分(R6.9.11返済)～ |
|  | 令和5年度までの補助対象 | | 令和6年度補助対象 | | | 補助対象外 |